

## 令和6年 第2回通常総会議事録

1 日 時 令和6年7月31日（水）午後1時30分～午後2時32分

2 場 所 日赤会館 3階会議室

3 出席者 (1) 会 員

和歌山県	和歌山市	海南市
橋本市	御坊市	田辺市
新宮市	紀美野町	紀の川市
岩出市	かつらぎ町	湯浅町
広川町	有田川町	美浜町
日高町	由良町	日高川町
印南町	上富田町	那智勝浦町

和歌山県医師国民健康保険組合

和歌山県歯科医師国民健康保険組合

紀和薬剤師国民健康保険組合

〈書 面〉

有田市	九度山町	高野町
みなべ町	白浜町	すさみ町
串本町	太地町	古座川町
北山村		

(2) 役 員

常務理事	理 事
------	-----

(3) 事務局

事務局長	事務局次長	総務課長
総務課長補佐		

## 司 会

定刻となりましたので、ただ今から令和6年第2回通常総会を開催いたします。

本日の総会の出席状況ですが、ご出席いただいております会員さんが24名、所用のため書面により審議に加わっていただいております会員さんが10名となっており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告させていただきます。

開会にあたり、中芝理事長よりご挨拶を申し上げます。

## 理 事 長

本日、令和6年第2回通常総会を開催いたしましたところ、皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本会の事業運営に対しまして、格段のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年の2月の総会でも説明させていただきましたが、本会では、令和10年度までの国保連合会の事業運営や組織体制の方向性を示す「第5次中期経営計画」を策定いたしました。

本日は、その取組状況について ご報告させていただきます。

今後も、この計画に沿って、各種事業に積極的に取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、先にご案内いたしましたとおり、令和5年度の事業報告及び決算、令和6年度補正予算等についてでございます。

この後、事務局から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶といたします。

## 司 会

ありがとうございました。

続きまして、祝電をいただいておりますので、ご披露させていただきます。

(祝電披露)

次に、議事に移らせていただきます前に、「第5次中期経営計画の取組状況」について、事務局より説明いたします。

## 事 務 局

第5次中期経営計画の取組状況について、説明させていただきます。

先ほど、理事長の挨拶にもありましたとおり、連合会を取り巻く環境が厳しさを増す中、本会では今後安定した事業運営を継続していくために、令和6年度から10年度までの5年間の中期経営計画を策定し、これに基づき現在いろいろな取り

組みを行っているところでございます。

お手元の資料で、「第5次中期経営計画の取組状況」と書かれた資料をご用意ください。

まずは、人口減少に伴う手数料収入の減少ということで、(1)和歌山県の人口の推移ですが、これからも年々減少し続け、令和10年度には85万5千人となり、5年間で約4万人減少する見込みでございます。

一方で、(2)国保連合会の収支予測を見ていただきますと、歳入につきましては、人口の減少に伴うレセプトの取扱件数の減少等により、グラフの青色の部分ですが、年々減少してまいります。一方で歳出につきましては、近年の物価高や人件費の上昇等の影響で、オレンジ色の部分ですが年々増加していく見込みとなっております。

物価と人件費の上昇が予想され、事業費や委託料等は約3%、人件費については約1.9%、今後伸びるであろうと仮定し試算を行いました。中期経営計画の最終年度にあたる令和10年度には、赤色の斜線の部分ですが、単年度で1億2千万円の歳入不足が生じてくる可能性があると考えています。

2つ目は、審査システムの支払基金との共同利用についてでございます。

現状、私ども国保連合会と、もうひとつの審査支払機関である社会保険診療報酬支払基金では、それぞれ独自に大規模なシステムを使用しながら審査支払を行っています。そしてシステムが非常に複雑・高度化しており、それぞれで構築費など、多額な費用がかかっている状況から、二重投資だという指摘があり、1つ目ですが、厚生労働省・デジタル庁の協議において、システムの運用費用の縮減を図るため、2つの審査システムを1本化する方向で、現在進んでいます。

下の共同利用イメージの図をご覧ください。

審査支払に関係するシステムは、主に「受付」「審査」「支払」の3つシステムから成り立っていますが、このうち「受付システム」については、既に令和6年4月から共同利用を開始しています。

そして、真ん中の黄色の「審査システム」について、令和10年度から共同利用することで、現在作業が進められているところです。この「審査システム」の共同利用が実現しますと、運用コストが抑えられるとともに、支払基金・国保連合会のお互いの良い機能を持ち寄って、より精度の高いシステムが出来上がるということも考えられます。

例えば、支払基金システムの1つの特徴としましては、AIを活用した審査がありますが、軽微なレセプトは人の手を介さず、AIのみで審査を完結できるようになりますので、このAIを国保連合会においても活用することになれば、より一層の事務の効率化が図られ、結果的に審査に投入する人件費もかなり縮減できるのではないかと想定しています。

このように、今後、人が行う業務が減っていくことで、組織として新規採用も取りやめ、どんどん人を減らしていくのかという話になっていくのですが、そのよう

なダウンサイジングをしていきますと、職員が高齢化し、非常に沈滞した組織になる恐れがあります。

そうならないために、本会ではシステムの共同利用が始まって、新規採用は計画的に行い、組織として一定の規模は維持しつつ、将来にわたってきちんとした「審査支払」を継続していくとともに、保険者さんのお役に立てるよう色々な新しい事業にも取り組んでいきたいと考えており、そういった前提を踏まえまして、中期経営計画では記載の4つの柱を掲げてございます。

1つ目の持続可能で安定した組織運営については、新たな時代を見据えた組織の再編ということでございます。

今後、必要性が高まる保健事業を担当する専門部署を設置するとともに、AIの導入など、審査システムの共同利用に対応するために審査体制を見直します。更には第三者行為求償や療養費審査の拡充など、保険者さんにとっても非常に対応に苦慮している業務があると思われまますので、今以上に支援体制を強化していく、そのための抜本的な組織再編を行っていくということでございます。

2つ目の新たな収益事業の獲得では、自治体からの社会保障関係業務の受託拡大ということを挙げてございます。

手数料収入が減っていく中で、別の事業を立ち上げていかなければなりません。では、どのような事業を行っていくのかとなったときに、私たちは医療・介護の審査支払をやってきた団体で、医療・介護と関連性・親和性の高い事業は十分やっていけるノウハウはあると思っていますので、医療・保険・介護・福祉の総合専門機関として、市町村のみならず、和歌山県や後期高齢者医療広域連合を含めた自治体を実施している社会保障関係業務の受託を増やしていけないかと考えております。

例として、後ほど事業報告のところで申し上げますが、重複・多剤服薬の関係で、沢山の医療機関にかかって、沢山の薬をもらって、それを飲まずに捨てているような方へ、そのような行動を慎んでいただくようなアプローチをかけることによって、医療費の適正化を図っていくような取組を現在行っています。

あと、特定健診の受診勧奨の関係では、保険者さんにおいてもなかなか苦勞されていることと思いますが、国保連合会では40万人の医療データ、あるいは健診受診者の全データを保有していますので、そのデータを活用して県単位でアプローチする、これを国保連合会がお手伝いできないか、現在考えているところでございます。

このように、審査支払に次ぐ収益事業として、まずは保健事業というものを拡充していきたいと思っていますが、他の分野におきましてもいきなりは無理ですが、なるべく早い時期にノウハウを蓄積し、また人も育てながら取り組んでいきたいと思っています。

3つ目は事業の多角化です。

保険者さんもこれから財政状況が厳しくなってくる中で、私たちができるものとして、医療費等適正化事業の推進があるのではないかと考えています。

先ほど、組織再編のところでも触れましたが、第三者行為求償事務や療養費の審査の強化がこれにあたります。

資料にはありませんが、ここで少し第三者行為求償事務について触れさせていただきますと、1つ目としては加害者への直接請求事務でございます。

これまで、交通事故等で生じる求償事務は、加害者が任意保険に入っている案件は国保連合会で取り扱っていましたが、任意保険に入っていないものは、通常案件の処理に手一杯といった状況もあり、取り組めていませんでした。しかし、専門的な知識が要る業務にもなりますので、人事異動がある保険者さんではなかなか回収が難しいということで、令和5年度から本会が本格的に取り組みを開始したということでございます。

もう1つは、交通事故等による求償案件については、これまで保険者さんや国保連合会で把握できていないもののがかなりの件数あるのではないかとということで、このことによる求償漏れをなくすために、すべての市町村の消防から、救急搬送した中で交通事故とか加害行為の分についての情報をいただくという取り組みでございます。

こちらにつきましても、誰かが音頭を取ってやっていかないと、すべての市町村の消防の情報を管理できないので、その業務を国保連合会でやっていこうというものでございます。おそらく全国的にも全県レベルでやっていこうというのは、和歌山県だけだと思います。

こういうことを行いながら、医療費の適正化を推進していきたいと思っています。

4つ目の徹底した経費削減については、要はDXの推進でございます。

国保連合会はまだまだ紙の書類が多いので、デジタルを活用して紙を減らすことで、かなりコスト削減ができると思っております。

主な取り組みとしては、今月から診療報酬の払込請求書の電子化を始めましたが、本会では個人情報等を保険者さんに送付するのに、送り間違いのないようダブルチェックをするなど、非常に人手がかかっていましたが、電子化することによって事務作業の軽減につながっています。

また、訪問看護療養費レセプトのオンライン請求が7月請求分から始まることから、事業所に対して電話や訪問により、早期に紙からオンライン請求へ切り替えていただくような勧奨といったことも実施いたしました。

既に取り組みを始めている事業等について、少し説明させていただきます。

まずは、組織の再編についてでございます。

ページ中ほどからの組織図を見ていただきたいのですが、再編後の黄色の網掛けのところの一番上、保健事業において、市町村あるいは県からの様々な委託事業を請け負っていく部署として保健事業課、保健事業係を設置いたしました。保健師さんも令和6年度から2名増員して5名とし、事務方も含めて課員一同気を引き締めて4月からの業務にあたっているところでございます。

次の審査課については、令和10年度からの支払基金との審査システムの共同利

用等に備え、効率的な審査ができるよう、レセプト審査に係る業務を1つの課に集約いたしました。このことで、例えば2次審査の結果を1次審査に効率よく反映させることが可能になったり、レセプト点検専門員をはじめとしたマンパワーをより有効に活用できるなどの成果も出てきています。

もう1つは先ほども触れましたが、第三者行為求償や療養費審査など、保険者支援業務を専門的に行う部署として、業務管理課を新設いたしました。保険者支援業務を1つの課に集約することにより、支援強化を図っていこうということでございます。

次に「自治体からの社会保障制度業務の受託拡大」ということで、後期高齢者医療広域連合さんとの連携を強化していきたいということでございます。

具体的には、令和5年度までは業務委託契約という形で1名出していたのですが、6年度からは委託・受託ではなく任期付き職員という形をとって、派遣人数も1名から3名に増やし、広域連合さんの業務の一部をさせていただくことといたしました。

これまで、業務委託だと仕事のやり方に様々な制限が生じておりましたが、広域連合さんの職員でもあるという形をとらせていただくことによって、幅広い業務が行えるようになってございます。

現在3名を派遣している状況ですが、今後も広域連合さんと協議をしながら、拡充も含めて検討していきたいと考えております。

次は、柔整・アンマ・マッサージ、ハリ・キウ療養費の適正化業務の開始についてでございます。

療養費については、これまで審査システムを導入していませんでしたので、毎月25,000件の紙での請求に対して十分に審査する時間がなく、また療養費支給基準の大原則である保険者さんによる支給・不支給等を決定する仕組みがないことや、患者調査などの事務負担が課題となっていました。

これらの課題を解決するため、令和6年3月に新たに療養費管理システムを導入しまして、この4月から稼働させております。

ページ中ほどからの業務フローを見ていただきたいのですが、この療養費管理システムでは、毎月の紙請求の内容をすべてデータ化いたしますので、資格をはじめ、例えばある患者さんが過去からずっと同じ負傷名で施術を受けているとか、1人の患者さんで3カ所や4カ所もの負傷名があって高額な請求になっているなどの疑義案件について、より高い精度で抽出が可能となっております。これに基づき連合会で審査を行った上で、保険者さんに支給決定あるいは支払保留を判断していただく運用となっております。その後、支給決定した申請書はそのまま支払処理がなされ、一方で支払保留とした申請書については患者調査にまわる、こういった流れでございます。

次は柔整とアンマ・マッサージ、ハリ・キウにおける令和3年度の国保・後期それぞれの1人当たり医療費となります。

4つのグラフがありますが、左上のグラフを見ていただきますと、国保の柔整の1人当たり医療費については、大阪府が約6千円で突出して高くなっていますが、和歌山県も約5千円で全国2位といった状況です。どちらも全国平均と比較してかなり高い状況となっております。

国保の1人当たり医療費の全国平均は3千円弱ですので、約2千円の差となっております。和歌山県では5千円の6割ぐらいになれば、おおよそ全国平均並みになりますが、逆に言うと4割分は全国平均よりも高い状況で、このことは後期の方でも同様な傾向となっております。

あくまでも数字上の話ですが、和歌山県の年間の柔整の支払額は国保と後期を合わせて約20億円ですので、4割分だと約8億円、この額を和歌山県では毎年全国平均よりも多く支払っている計算となります。

また、アンマ・マッサージ、ハリ・キュウに関しましては、国保、後期とも全国平均を下回っていますが、順位的には11位と20位といった状況でございます。

最後に、療養費適正化業務の今後のスケジュールとなります。

先ほどからの説明と重なりますが、令和6年4月から療養費管理システムを稼働させており、柔道整復の施術については、国保・後期とも保険者での支給決定作業及び保険者と連携した患者調査等を実施しております。

現状、相当数不自然な請求が出てきている状況でもあり、タイトな日程の中、保険者さんにはいろいろとお手数をおかけしているところですが、疑義のある請求に関しては患者調査や施術所に対して事実確認等を行うなど、本来医療保険の対象とならないものはきちんとチェックさせていただき、このことによって結果的に療養費の適正化につながるものと考えているところでございます。

また、アンマ・マッサージ、ハリ・キュウについては、国保分はこの7月から開始し、柔整と同様の対応を行ってまいります。後期分の開始時期については、現在、後期高齢者医療広域連合と調整中でございます。

資料の説明は以上となりますが、この中期経営計画については、きっちりと検証・評価・見直し等を行っていくこととしています。

もう既に取り組んでいますが、联合会内に管理職から成る委員会を立ち上げ、毎月進捗管理を行うことでしっかりとPDCAを機能させることとしています。更に9月を目途に内部評価を行いまして、その結果を保険者の課長さんや事務長さんに委員をお願いしています国保事務検討委員会でご報告の上、ご意見をいただきたいと考えています。そして必要な見直し等を行いまして、毎年2月に開催する理事会・総会で評価結果等を報告することとしています。

今年の2月の総会でも申し上げましたが、令和10年度までの5年間で、本会の将来を左右する本当に重要な期間になると考えています。この計画に沿って職員一同、積極的に業務に取り組んでまいりますので、今後ともご理解・ご協力をお願いいたしまして、説明を終わります。

以上、よろしく願いいたします。

## 司 会

ただ今の第5次中期経営計画の取組状況について、何かご質問等はございませんでしょうか。

## 一 同

質問等なし。

## 司 会

ないようでございますので、議事に移らせていただきます。  
議長のご選出でございますが、慣例により事務局からご指名させていただきますようお願いいたします。

## 一 同

異議なし。

## 司 会

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議長は中芝岩出市長さんをお願いいたします。

## 議 長

ご指名をいただきましたので、議長を務めさせていただきます。  
議事進行に、ご協力のほどお願いいたします。  
それでは議事に入ります。報告第1号について、事務局から報告いたします。

## 事 務 局

### 報告第1号 規程の制定について

報告第1号、規程の制定について説明いたします。右上に報告第1号と書かれた1枚ものの資料をお願いいたします。

報告第1号、規程の改正については、7月16日の理事会において記載の6つの規程を制定いたしましたので、報告いたします。

### 和国保連規程第14号 公印取扱規程の一部を改正する規程

まずはNo.1の公印取扱規程の一部改正でございます。

令和6年4月に実施いたしました本会の組織再編に伴い、総務課の「庶務係」という名称から「庶務会計係」に変更いたしました。このことから公印を管守する者の代理、管守者代理について、「庶務係長」から「庶務会計係長」に名称を変更いたします。

また、令和5年度に診療報酬支払業務運営委員会という会議体の規程を廃止しま

して、委員会の名称や目的などを実情に合った形に改めた要綱を制定しましたので、今回、以前使用していました支払業務運営委員会の公印を廃止いたします。

さらに、公印の使用に関する手続き等、実運用と合っていない箇所を修正するとともに様式を削除いたします。

和国保連規程第15号 診療報酬審査支払特別会計経理規程の一部を改正する規程  
和国保連規程第16号 後期高齢者医療事業関係業務特別会計経理規程の一部を改正する規程

和国保連規程第17号 診療報酬審査支払業務規程の一部を改正する規程

和国保連規程第18号 後期高齢者医療審査支払業務規程の一部を改正する規程

次に、No.2から5までの診療報酬審査支払特別会計経理規程、後期高齢者医療事業関係業務特別会計経理規程、診療報酬審査支払業務規程、後期高齢者医療審査支払業務規程の4つの規程の一部改正については、それぞれの規程に「流行初期医療確保措置」の関係業務を追加いたします。

こちらの業務ですが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部が令和6年4月1日から施行されました。感染症対応の医療機関による確実な医療を提供するため、都道府県と医療機関の間で協定が締結され、その内、「初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関」に対し、流行初期における医療の確保に要する費用、流行初期医療確保措置の支払いを本会が行うことによる改正となります。

下の表にありますように、①都道府県から審査支払機関である国保連合会・支払基金に対し、支援額の一定割合を支払います。一方で②国保保険者や後期高齢者医療広域連合、また被用者保険者などの各医療保険者から審査支払機関に対し、支援額の一定割合を支払います。その上で③審査支払機関から「特別な協定を締結した医療機関」に対し、支援額を支払うスキームになっております。

和国保連規程第19号 表彰規程の一部を改正する規程

最後にNo.6の表彰規程ですが、こちらの規程は国保や介護の関係業務に従事し、一定の基準に該当する成績良好な方などに対して表彰を行うため必要な事項を定めていますが、対象者には、本会に設置しています診療報酬審査委員や柔道施術整備審査委員、介護サービス審査委員も対象としていまして、そこに令和6年4月に設置しました「はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧療養費審査委員会」の委員を追加する改正となります。

規程改正については、以上となります。

## 議 長

報告第1号について報告いたしました。何かご質問等ございませんか。

一 同  
質問等なし。

議 長

ないようでございますので、次に、議決事項に入ります。  
議案第1号から議案第8号までは、令和5年度の事業報告並びに各会計決算についてでございますので、一括議題とすることに、ご異議ございませんか。

一 同  
異議なし。

議 長

それでは、一括議題とし、事務局から説明いたします。

事務局

**議案第1号 令和5年度事業報告の認定について**

議案第1号、令和5年度事業報告について、説明いたします。

令和5年度、事業報告の概要という資料に基づき、主な事業のみ説明いたします。

まず、1-1.事業概況といたしまして、No.1の事業区分「保険者支援事業等」、事業名「受託事業の拡大」とありますが、令和5年度ではまず年度当初に、保険者努力支援に関する保健事業の支援拡大のために、全市町村を訪問させていただき、市町村にてどのような事業を実施されているのか、また連合会に対しどのような事業の実施を望まれているのか等について、ヒアリングを実施させていただきました。

そのヒアリング結果に基づき、令和5年度におきましては「重複・多剤服薬者等指導支援事業」を新規事業として実施いたしました。詳細は後ほど説明いたします。

次にNo.2の事業区分「国保診療報酬等に関する事業」、事業名「柔整・あはき療養費に係る事務処理の適正化」ですが、柔整・あはき療養費については、先ほど中期経営計画のところでも触れましたが、これまでは療養費支給基準の大原則である保険者での支給・不支給等を決定する仕組みがないことや保険者さんでの患者調査などの事務負担が課題となっていました。これを受け、令和6年4月から審査の強化とともに、保険者支給決定に係る施術の事実確認のための患者調査を行うこととし、そのため本会では令和6年3月に「療養費管理システム」を導入いたしました。

また、これとは別に過去2年6カ月分、令和3年4月から令和5年10月審査を対象に、柔整・あはき療養費の支給申請書と入院期間中及び新型コロナウイルス感染時期の医科レセプトとの突合点検を、令和5年度に実施いたしました。すると、病院に入院しているにも関わらず柔道整復を受療しているとか、新型コロナウイルスに感染していて高熱があったり行動自粛期間中であるにも関わらず受療しているといった併給・併療となる案件が相当出てきましたので、事実確認を行うため、

患者さんに対し、実際に柔道整復を受診したかどうかの調査を実施いたしました。

その結果、受診していないなど、さらなる事実確認が必要な案件も出てまいりましたので、そちらについては、随時、市町村や後期高齢者医療広域連合さんと連携しながら、施術所へ訪問し事実確認を行ったところでございます。

次にNo.3の「第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業」の事業名「第三者行為求償事案発見のための取組」については、こちらも中期経営計画のところで申し上げたように、県内の市町村や後期高齢者医療広域連合が交通事故等の救急搬送情報の提供が受けられるよう、県内の各消防本部に協力を求めた結果、協定を締結し連携体制を構築することの了承を得るに至りました。

その後も詳細な詰めを行い、この6月21日付けで無事協定を締結いたしまして、今月から、ちょうど本日が期限になっているのですが、各消防からいただいた情報が市町村さんを経由して本会の方に届く予定となっております。これが軌道に乗ってきますと、かなりの確率で求償事案が把握できることとなりますので、求償漏れは格段に減るであろうと期待しているところでございます。

最後、No.4「その他事業運営」の事業名「国保総合システム等運用保守業務における指名競争入札の実施」ですが、後ほど説明いたします令和6年度補正予算の中で触れさせていただきますが、令和6年度から令和10年度までの国保総合システム等運用保守業務の指名競争入札を実施いたしました。

次は、先ほど申し上げた「重複・多剤服薬者等指導支援事業」の概要になります。

重複・頻回受診や重複・多剤服薬などの多受診は、医療費の増加であったり、薬剤の飲み合わせ等によっては健康被害を引き起こす可能性がありますので、在宅保健師が電話や家庭訪問等により、通院あるいは服薬管理等の情報提供やアドバイスを実施いたしました。

ページ中ほどの業務フローをご覧くださいますと、まず県国民健康保険課さんからの業務委託を受けまして、国保連合会では対象の被保険者さんに薬剤情報等を通知いたします。そして、被保険者さんからの問い合わせに対応するために国保連合会内にコールセンターを設置しまして、事業の趣旨や通知書の内容についてお答えさせていただいております。さらに、在宅保健師の会の保健師から被保険者さんに対し、電話による健康相談を実施したり、市町村さんと同行して訪問によるアドバイスを実施しております。

資料右側に令和5年度実績を記載していますが、17市町村の対象者339人に対し実施しまして、1町を除く16市町村での効果となりますが、対象者における事業実施前後3カ月の医療費の比較では、医療費全体で316万2千円余りの減となっております。

事業報告の最後に、令和5年度における国保連合会の組織体制について説明いたします。

資料は、令和6年3月31日現在の国保連合会の組織の概要ですが、(1)課及び係の設置状況では5課12係としていまして、総務課が9人、事業課が10人、

電算介護課が9人、審査第1課が14人、審査第2課が12人となっております。

資料右側の(2)職員の状況ですが、職員数は58人で、退職等もあり前年度61人と比較して3人減少しています。平均年齢は45歳4カ月で平均勤続年数は21年8カ月となっています。

(3)嘱託職員、(4)アルバイト職員の状況につきましては、記載させていただいているとおりですが、アルバイト職員は一部業務で内製化を図ったことにより、人数が増えております。

議案第1号については、以上となります。

議案第2号 令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第3号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第4号 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第5号 令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第6号 令和5年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第7号 令和5年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第8号 令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について

続きまして、議案第2号から第8号の各会計の決算等について説明いたします。令和5年度歳入歳出決算の概要という資料をお願いいたします。

「1. 会計別決算総括表」をご覧ください。

連合会の会計には一般会計と6つの特別会計があります。特別会計で網掛けしてあるのが保険者からの手数料を財源として、審査支払や共同処理等に要する経費を経理している業務勘定等となり、その他は診療報酬等を受け入れそのまま医療機関等に支払う支払勘定となります。

令和5年度の決算状況ですが、表の一番下、総合計で予算現額3,923億421万8,000円に対し、収入済額は3,764億6,013万5,062円、支出済額は3,758億710万4,389円で、差引残額6億5,303万673円はすべて翌年度に繰り越しいたします。

会計ごとの状況については、時間の都合上、網掛けしてある業務勘定等を中心に金額を読み上げる形で、ご報告をさせていただきます。

一番上の一般会計ですが、この会計は会員負担金等を財源として、会務運営に係る事務や保健事業などの経費を経理しています。

令和5年度の収支状況ですが、予算現額2億3,560万5,000円に対して、収入済額2億2,615万8,545円、支出済額1億9,085万3,541円

で、差引残額3,530万5,004円は全額翌年度へ繰越いたします。

国保の業務勘定については、予算現額9億6,939万5,000円に対して、収入済額9億2,196万4,995円、支出済額8億1,584万7,523円、差引残額1億611万7,472円は翌年度に繰り越いたします。

後期高齢者業務勘定については、予算現額9億5,650万5,000円に対して収入済額9億6,843万3,573円、支出済額9億2,219万9,727円、差引残額4,623万3,846円は翌年度に繰り越します。

特定健康診査等業務勘定については、予算現額5,861万7,000円に対して、収入済額5,979万3,721円、支出済額4,190万4,395円、差引残額1,788万9,326円は翌年度に繰り越いたします。

第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業については、損害賠償金の受け払いと、求償事務にかかる経費を経理しています。

収支状況ですが、予算現額3億8,092万5,000円に対して収入済額3億1,273万1,909円、支出済額3億296万8,482円で、差引残額976万3,427円は翌年度に繰り越いたします。

介護保険業務勘定については、予算現額3億5,214万8,000円に対して、収入済額3億2,524万4,080円、支出済額3億2万9,075円、差引残額2,521万5,005円は翌年度に繰り越いたします。

障害者総合支援業務勘定については、予算現額8,099万1,000円に対して、収入済額8,139万106円、支出済額6,651万1,905円、差引残額1,487万8,201円は翌年度に繰り越いたします。

なお、上から3段目の国保の診療報酬支払勘定で、翌年度繰越額が3億9,500万円余りと多くなっていますが、これは会計処理上、令和6年2月診療分を概算請求したことによるもので、確定額との差額は繰り越した上で、6年度に全額市町村へ返還いたします。

令和5年度の歳入歳出決算の説明は、以上となります。

続きまして「2.会計別積立状況」についてですが、お示ししていますのは手数料収入の10%相当額を上限に積立が可能な(1)財政調整積立金と、同じく30%相当額が上限の(2)ICT積立金で、それぞれの令和5年度における積立実績と6年度の積立予算となります。

積立率を見ますと、ほとんどの会計でほぼ上限まで達していますが、(2)ICT積立金の一番上の国保診療報酬特別会計の令和5年度の積立率が100.08%となっていますので、令和6年度には積立額を減らして積立率を96.66%としています。

議案第2号から第8号までの説明は、以上となります。

**議 長**

議案第1号から議案第8号まで説明いたしましたが、ここで監事さんより監査結果報告をお願いします。

**監 事**

監事をしております岸本です。私から監査結果の報告をさせていただきます。

附議事項の監査結果報告書にあるとおり、6月27日に小川監事と共に、令和5年度事業報告並びに各会計歳入歳出決算及び財産管理状況について、関係帳簿と証拠書類等にもとづき、監査をいたしました結果、いずれも的確に処理されておりましたので、報告いたします。

**議 長**

どうもありがとうございました。

それでは、議案第1号から議案第8号までについて、何かご意見、ご質問等ございませんか。

**一 同**

質問等なし。

**議 長**

ないようでございますので、議案第1号から議案第8号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

**一 同**

異議なし。

**議 長**

異議なしとのことでございますので、議案第1号から議案第8号まで、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号から議案第16号までは、令和6年度補正予算等についてでございますので、一括議題とすることに、ご異議ございませんか。

**一 同**

異議なし。

**議 長**

それでは、一括議題とし、事務局から説明いたします。

## 事務局

議案第9号 退職給付引当資産の処分について

議案第10号 令和6年度一般会計補正予算について

議案第11号 令和6年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について

議案第12号 令和6年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算  
について

議案第13号 令和6年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計補正予算  
について

議案第14号 令和6年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計  
補正予算について

議案第15号 令和6年度介護保険事業関係業務特別会計補正予算について

議案第16号 令和6年度障害者総合支援法関係業務等特別会計補正予算  
について

続きまして、令和6年度引当資産の処分及び補正予算について説明いたします。

議案第9号から16号「令和6年度引当資産の処分及び補正予算」の資料をお願いいたします。

まず、引当資産の処分、No.1 退職給付引当資産については、令和6年7月末をもって職員1名が退職することに伴いまして、引当資産の一部283万4,000円を処分し、一般会計へ繰り入れいたします。

次に補正予算についてですが、まず、No.1の一般会計及び各特別会計業務勘定において、令和5年度の繰越額が確定したことに伴い、令和6年度予算へ計上するための補正となります。

次に、No.2の一般会計において、先ほどの退職給付引当資産から一般会計に繰り入れた金額を退職手当として予算計上するものになります。

次に、No.3は、診療報酬審査支払特別会計の支払勘定で、先ほど決算のところで申し上げたとおり、令和6年2月診療分に係る診療報酬の概算払過納分を市町村に返還するための補正で、3億9,466万円余りを市町村へ返還いたします。

次に、No.4の公費負担医療に関する支払勘定についても同様に、国から概算交付された指定公費の過納分を国庫に返還するための増額補正で、1万円余りを返還いたします。

No.5と6については、診療報酬審査支払特別会計と後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定の補正となります。内容としましては、債権譲渡管理業務の効率化を図るために、債権譲渡管理システムを導入するための補正になります。このシステムは診療報酬だけではなく介護報酬においても使用しますので、No.7の介護保険事業関係業務特別会計の業務勘定に増額補正をしております。

また、No.5・6におきましては、令和5年度に実施しました国保総合システム等の運用保守業務の入札結果に伴いまして、3,200万円余りの減額補正になります。債権譲渡管理システムの増額よりも国保総合システム等運用保守業務の減額の

方が多かったため、国保の業務勘定で2,360万円余り、後期の業務勘定で493万円を減額補正いたします。

最後のNo.7・8におきましては、債権譲渡管理システムの増額補正の他に、介護保険・障害者総合支援の独自システムの機器が老朽化していますので、その機器更改費用1,552万円余りを増額補正しております。合計で、介護業務勘定では1,565万円余りを増額、障害者総合支援業務勘定では338万円余りを増額いたします。

補正予算については、以上となります。

## 議 長

議案第9号から議案第16号について説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

### 一 同

質問等なし。

## 議 長

ないようでございますので、議案第9号から議案第16号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

### 一 同

異議なし。

## 議 長

異議なしとのことでございますので、議案第9号から議案第16号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第17号「理事の選任について」を議題とし、事務局から説明いたします。

## 事 務 局

### 議案第17号 理事の選任について

議案第17号の「理事の選任について」の資料をお願いいたします。

お手元にお配りしております、役員候補者名簿及び国保連合会役員名簿をご覧ください。

令和6年4月の白浜町長選挙の結果、1名欠員のままとなっておりましたが、今般、町村会の方から奥田上富田町長さんの推薦をいただきましたので、補欠役員の選任をお願いいたします。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

## 議 長

議案第17号「理事の選任について」の説明がございましたが、「役員候補者名簿」のとおり選任することに、ご異議ございませんか。

## 一 同

異議なし。

## 議 長

異議なしとのことでございますので、理事につきましては「役員候補者名簿」のとおり選任することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議案審議は、すべて終了いたしました。折角の機会でございますので、何かございませんか。

## 事 務 局

最後に、令和6年度税制改正に係る対応について説明いたします。

追加資料の「令和6年度税制改正に係る対応」をご覧ください。

まず、国保連合会の法人税法上の位置づけですが、国保連合会は、これまで昭和56年に法人税法別表第2の「公益法人等」、収益事業にかかる法人税納付義務ありとして位置づけられており、決算時の実費弁償判定で剰余が生じた場合には、同剰余額を翌年度の手数料から減額、相殺する仕組みとなっていました。

本県においては、今まで剰余が発生したことはありませんが、保険者さんから審査支払手数料をいただき過ぎた場合は、翌年度にその額をお返しする仕組みとなっております。

そのような仕組みでやってきたのですが、やはり課題もございまして。国保連合会が実施する診療報酬審査支払事業等は公共性が高いということ。また、同じ審査支払業務をしている支払基金は法人税法別表第1「公共法人」に位置付けられており、法人税が免除されていること。また、右の図にもありますように、令和10年度に予定している支払基金との審査システムの共同利用に備えて、現在、積立金の上限を大幅に超えて積み立てる必要があることから、令和5年6月に厚生労働省から令和6年度税制改正要望が提出されました。令和5年に初めて要望が提出されたのではなく、これまでもずっと提出してきたところでございます。

その結果、令和6年4月の税制改正におきまして、国保連合会が実施する請負業のうち、一定要件に該当する業務、審査支払業務は収益事業から除外されることとなりました。

令和6年度からの変更点ですが、まずは、各事業の内容に基づき、収益事業と非収益事業の明確な切り分けを行う必要があります。

そこで、収益事業と整理された請負業については、非収益事業を経理する会計とは別の特別会計を設けて経理し、法人税の申告、納付が必要となりますが、現在の

ところは、本県においては、収益事業に該当する事業はないと考えていますが、今後、厚生労働省から示される通知等によっては変更となる場合もございます。

次に、非収益事業と整理された請負業について、厚生労働大臣の証明を受ける必要があります。今までは税務署がチェックしていたものが厚生労働省のチェックに変更するということになります。

そして、非収益事業において剰余が生じた場合には、今までどおり同剰余額を翌年度の手数料から減額、相殺する運用であります。

最後に、非収益事業において、積立資産の積立を行う場合ですが、今までの、財政調整基金の積み立ては手数料の10%以内、ICT積立資産は手数料の30%以内の上限枠がなくなり、積立計画、積立目的、当該年度の積立額、積立残高、積算根拠等に基づく必要な額を積み立てることが可能となり、計画書を作成の上、令和6年秋頃までに厚生労働省に提出する必要があります。

以上の変更点を踏まえまして、今後の対応ですが、詳細な手続きを厚生労働省から示していただかないと進まないところはありますが、10月頃に理事会・総会を開催しまして、収益事業特別会計の新設や積立金規程の一部改正について、お諮りさせていただきたいと考えていますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。追加資料の説明は以上となります。

**議 長**

他に何かございませんか。

**一 同**

特になし。

**理 事 長**

ないようでございますので、以上をもちまして閉会といたします。

予定いたしておりました議案につきましては、すべて原案どおりご承認いただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

時節柄、皆様方には、健康に充分ご留意いただき、一層のご活躍をお祈り申し上げます。閉会の言葉に代えさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

(時：午後2時32分)

以上、令和6年第2回通常総会の議事録は、事実と相違ないことを証明いたします。

議事録署名人

議 長      岩出市長